

有効期間満了日 令和7年3月31日  
熊生企第262号  
令和3年3月31日

光化学スモッグ注意報等発令に対する対応について（通達）

本県の大气汚染への対応については、熊本県が策定する「熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項」（平成20年3月31日告示第280号）及び「PM2.5（微小粒子状物質）に係る熊本県の注意喚起対策方針」並びに「光化学スモッグ注意報等発令に対する措置要領について（通達）」（平成29年4月11日付け熊生企第363号）に基づき実施してきたところであるが、今後も引き続き、別添「光化学スモッグ注意報等及びPM2.5注意喚起発令時の措置要領」のとおり実施することとしたので、関係所属にあつては、誤りのないようにされたい。

※ 別添（略）